

「(仮称) つがる南第2風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社新エネルギー技術研究所が、青森県つがる市において、最大で出力29,390kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、本事業の実施により、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているチュウヒの生息・営巣に加え、希少猛禽類の飛翔や猛禽類、カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、既設風力発電設備において、国内希少種に指定されているハヤブサを含む複数のバードストライクが確認されている。

くわえて、対象事業実施区域及びその周辺には、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定された「屏風山湿原池沼群」、河川、複数の池沼等が存在している。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

（1）関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（2）事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による多くの風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる可能性がある住居に対して、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、事後調査を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定された「屏風山湿原池沼群」、河川、複数の池沼等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これら河川や池沼等からの距離を取るとともに、既設道路を活用するなど改変量等を可能な限り抑制するよう検討した上で、沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより土砂や濁水の流出を抑制し、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているチュウヒの生息・営巣、希少猛禽類の飛翔や猛禽類、カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、既設風力発電設備において、国内希少種に指定されているハヤブサを含む複数のバードストライクが確認されている。くわえて、本事業の複数の風力発電設備がチュウヒのペアの高利用域内に位置しており、採餌場と生息地間の移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 対象事業実施区域及びその周辺では、チュウヒの飛翔及び営巣が確認されており、年間予測衝突数も比較的高く予測されているほか、風力発電設備 1～4、6 及び 7 号機の風力発電設備はチュウヒのペアの高利用域内に位置している。これらによるチュウヒに対する移動経路の阻害や衝突事故、行動圏の縮小による生息地放棄といった営巣、繁殖等への重大な影響が懸念されることから、鳥類の飛翔状況調査結果及び年間予測衝突数等を踏まえ、風力発電設備 1～4、6 及び 7 号機について、設置の取り止め、又は設置を取り止めない場合は、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和 6 年 6 月環境省。以下「基本的考え方」という。）で高利用域の内部に風車が建設されない場合にチュウヒへの繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害の影響は低減されるとされていることから、令和 5 年及び令和 6 年の調査で確認されたチュウヒのペアの飛行軌跡等より得られる高利用域の外への風力発電設備の配置の変更を行うこと。その際に、専門家等に変更後の配置での鳥類への影響について改めて意見の聴取を行うこと。くわえて、5 号機を含め全ての風力発電設備について専門家等からの助言を踏まえたブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の環境保全措置を講ずること。
- イ 風力発電設備の配置の検討に当たっては、基本的考え方でハイイロチュウヒについて風車から 500m 以内の飛翔行動が減少する可能性があるとしてされていることを踏まえ、チュウヒに対する移動経路の阻害等の影響を回避又は極力低減するため、本ハイイロチュウヒに関する知見、準備書に記載のチュウヒの飛翔状況等をチュウヒの専門家に明示的に説明した上で、得られた助言を踏まえ、既設風力発電設備との離隔も含め十分な離隔を確保すること。
- ウ チュウヒの繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中の繁殖状況を踏まえ、工事時期の調整、コンディショニング等の環境保全措置を適切に実施し、繁殖への影響を低減すること。また、生息状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。
- エ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害、誘引等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。
- オ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。